

令和4年度第1回鴻巣市消費生活セミナー

# 成年年齢引き下げ！

## ～18歳になったら気を付けること～

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。消費生活においては、親の保護がなくなった契約に不慣れな新成人をねらう悪質な業者がいます。

「どんなことでトラブルになりやすいの…？」

「何に気を付けたら良いの…？」

と様々な心配があると思います。知識を得て消費者トラブルを未然に防ぎましょう！

★日時★ 8月23日(火) 10:00～11:30

★場所★ 鴻巣市文化センター クレアこうのす 大会議室

★対象★ 成年年齢を迎える学生、またはその家族などどなたでも  
ご参加ください(市内在住・在勤・在学の方)。

★定員★ 40名程度

★講師★ 鴻巣市消費生活センター 消費生活相談員

★費用★ 無料 ※手話通訳あり

★申込★

8月16日(火)までに以下のいずれかの方法よりお申し込みください。

- ・電話(048-541-1321)
- ・FAX(048-577-8466)
- ・QRコード



(問合せ) 鴻巣市総務部やさしさ支援課  
電話:048-541-1321

